

平成20年6月9日

於・総務省7階 省議室

情報通信審議会
電気通信事業部会・ユニバーサルサービス委員会
合同公開ヒアリング（第4回）議事録

開会 午後 1時59分

閉会 午後 4時02分

総務省

目 次

1	開会	1
2	関係者からのヒアリング	2
	(1) KDD I 株式会社	
	(2) ソフトバンクテレコム株式会社	
	(3) フュージョン・コミュニケーションズ株式会社	
	(4) 株式会社ウィルコム	
	(5) 社団法人日本ケーブルテレビ連盟	
	(6) 全国地域婦人団体連絡協議会	
3	質疑・討議	18
4	閉会	40

開 会

○黒川主査 それでは、時間になりましたので始めたいと思います。お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。ただいまから、情報通信審議会電子通信事業部会・ユニバーサルサービス委員会合同公開ヒアリング第4回を開催いたします。

私は、本日の議事進行を務めさせていただきますユニバーサルサービス委員会主査の黒川でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、電気通信事業部会から酒井部会長代理、高橋委員、辻委員、東海委員、長田委員、安田委員が、ユニバーサルサービス委員会から菅谷委員、関口委員、藤原委員、三友委員が出席されております。

また、酒井部会長代理におかれては、ユニバーサルサービス委員会の主査代理、また、東海委員におかれては、ユニバーサルサービス委員会の委員でもいらっしゃいます。というわけで、いっぱい重なっていますということです。

本ヒアリングは、先月22日に諮問されました「ユニバーサルサービス制度の在り方について」の審議の参考とするために開催する全2回のヒアリングのうちの第2回目でございます。

本日のヒアリング対象者としては、KDDI、ソフトバンクテレコム、フュージョン・コミュニケーションズ、ウィルコム、日本ケーブルテレビ連盟、それから全国地域婦人団体連絡協議会の皆様が出席されております。なお、今回はオブザーバーとして、NTT東日本及びNTT西日本の皆様にも参加いただいております。

議事に入ります前に、お手元に配付されております資料について確認をいたしたいと思います。事務局から確認をお願いいたします。

○鈴木料金サービス課課長補佐 それでは、お手元の配付資料につきまして確認させていただきたいと思います。皆様方のお手元には、座席表、議事次第、タイムスケジュール及び本日のヒアリング対象者のKDDI、ソフトバンクテレコム、フュージョン・コミュニケーションズ、ウィルコム、日本ケーブルテレビ連盟、全国地域婦人団体連絡協議会の皆様の説明資料のほか、前回の追加質問に対する回答を添付いたしております。また、参考資料として情報通信六法を置かせていただいております。ご確

認いただきまして、不足などがございましたら事務局までお申しつけください。よろしいでしょうか。

○黒川主査 よろしいですか。本日の議事の進め方でございますが、お手元のタイムスケジュールに従いまして、まずヒアリング対象者の皆様から順次持ち時間の範囲内で意見陳述を行っていただきます。その後、質疑・討議を1時間程度行いたいと考えています。その際、発言者におかれましては、挙手の上ご発言いただきますようお願いいたします。

関係者からのヒアリング

○黒川主査 それでは、早速、ヒアリングに入りたいと思います。

最初に、KDDIから長尾部長、よろしくお願いいたします。

○KDDI株式会社（長尾） KDDIの長尾でございます。よろしくお願いいたします。

早速ですが、資料に沿いましてユニバーサルサービス問題に関する手前どもの意見を発表させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、「ユニバーサルサービス制度の在り方に向けて」というところから入ってまいりたいと思います。ご承知のように、電気通信のユニバーサルサービス制度というものにつきましては、国民生活に不可欠な加入電話などのユニバーサルサービスの提供を日本全国においてあまねく確保するために導入されておりまして、2007年1月からユニバーサルサービス料の適用が開始されているところでございます。

現行制度の枠組みは、利用者・行政・支援機関・適格事業者・通信事業者等すべての関係者が相互にチェック可能な透明性の高い自律的な仕組みであると考えております。国民全体で支えるこの制度への理解というものが制度の周知・広報を通じてようやく浸透してきた段階ではないかと見ております。

将来のユニバーサルサービス制度のあり方について議論するためには、NTT東西様が、十分な情報開示とともに既存のPSTNから次世代IP網へどのように移行していくのかといった計画を含めて、ユニバーサルサービスの維持に関する方向性を明らかにしていただくということが必須になるのではないかと考えております。

そういった観点から、現時点ではこれら制度の見直しに必要な情報というものが十分に開示されているとは言えない状況と認識しております。また、2007年1月から実際の適用というものが始まっているわけですが、制度の運用開始以来非常に大きな状況の変化というものがあつたとも考えておりません。こういった観点から、まずは将来の見直しに向けて全関係者で認識を共有して、議論できる環境というものを整えていくことが先決ではないかと考えております。

1枚おめくりいただきまして、ユニバーサルサービスの現状についてでございますが、全関係者の現行のユニバーサルサービス制度への信頼性を向上していくということが必要かと思っておりますけれども、そのためには、ユニバーサルサービス制度の運用状況を明らかにして、情報の共有を図ることが必要かと思っております。

これは例えばということで挙げさせていただいておりますけれども、公衆電話について言いますと、設置の実態であるとか利用状況、あるいは関連会社への費用の流れといったものを透明化して、支援のあり方について検討することが必要であろうかと思っております。

公衆電話のあり方につきましては、2006年11月の情報通信審議会から情報開示促進要望というものが出されまして、NTT東西様は、それまでの都道府県別の台数からMA別の台数へと開示内容の変更というものを行ってきたところでございますけれども、それぞれの第一種公衆電話がどのように設置されているのかといった詳細な設置実態というものを明らかにすることが必要ではないかと考えます。

また、第二種公衆電話が第一種公衆電話の需要に影響を及ぼしているということも考えられますので、第一種公衆電話が第二種公衆電話との関係でどのように設置されているかといったことも明らかにする必要があるのではないかと考えます。これですべて解決するというわけではありませんが、一つの例示としてこういった部分についても情報の開示が必要なのではないかとということで申し上げます。

さらに、一番下のポツでございますけれども、公衆電話の関連団体でありますPCOM、あるいはNTTグループ会社、テルウェル東日本／西日本及びそれらのグループ会社といったところへの外部委託費用の流れについても明らかにする必要があるのではないかと考えます。

さらに1枚おめくりいただきまして、支援規模についてでございますが、ユニバーサルサービス制度は国民生活に不可欠なサービスを全関係者で支える制度ということ

でございますので、何に対して、いつまで、どのぐらいの規模でこれを支えていくのかということについて、全関係者のコンセンサスを得る必要があるかと思えます。現在の補てん額算定方法は先を見据えて決めたものでございますので、利用環境の大きな変化がない限り変更すべきではないと考えます。

ただ、補てん額や番号単価についての予測値を全関係者で共有した上で、支援規模についてコンセンサスを得ていくということが必要かと思われますので、この表を出させていただいておりますけれども、2009年以降の予測値も数値を明らかにした上で議論していくということが重要ではないかと思えます。

続いて4ページでございますが、現行制度のメリットということについてはほぼ1点に尽きるかと思えますけれども、下の絵にかかせていただいておりますように、全関係者間でそれぞれに関係をここで示させていただいておりますが、適格事業者でありますNTT東西にどの程度の規模で補てんが行われているのか、ユニバーサルサービスの全関係者がお互いにチェックすることが可能な自律的な仕組みに立脚していると考えております。

例えば、番号単価を算出してお客様の請求書に明示する現在のコスト負担方法というものも、関係者間のお金の流れのわかりやすさ、あるいは透明性の高さといった点から利点があると考えます。この観点からも、私どもも含めて積極的に周知・普及に努力すべきであろうと考えます。

最後にまとめといたしまして、ユニバーサルサービスは現行の法制上では全国民に対するNTT東西様の責務となっております。PSTNをいつまで維持するのか、どのようにIP網に移行していくのかといった点について、NTT東西さんが現在のユニバーサルサービスの方向性を明確に示すということが必要であろうかと思えます。ユニバーサルサービス制度の見直しに当たりましては、NTT東西が判断の前提となる情報を明らかにし、全関係者で議論できる状況にすべき。最後は繰り返しになりましたけれども、私どもの考え方としてまとめを申し上げます。

以上でございます。

○黒川主査 ありがとうございます。想定時間よりはずっと早く終わっていただきましたので、前回は時間が足りなくなっていましたので、とてもありがたいことかもしれません。

それでは続きまして、ソフトバンクテレコムから説明をお願いしたいと思いま

す。弓削部長、お願いします。

○ソフトバンクテレコム株式会社（弓削） ソフトバンクテレコムの弓削でございます。

それでは、ユニバーサルサービスについて私どもの考え方を述べさせていただきたいと思えます。総務省さんの分類のフェーズ1、フェーズ2というのがあるわけですが、フェーズ1中心ですがフェーズ2についても少し意見を申し上げさせていただきたいと思えます。

1ページめくっていただきまして、まずは根本的なところに立ち返って基本的な考え方ということなんですが、私どもではユニバーサルサービスというときに、ユニバーサルサービスというサービスそのものとユニバーサルサービス基金という補てんの仕組みを、必ずしも補てんありきで考えることはないんじゃないかと思っております。まずユニバーサルサービスとしては、時代に対応したユニバーサルサービスを確保することが必要であろうと。

ただし、そのためにはインフラをどう効率的に使うかということで、別のところでいろいろと話をさせていただいております、アクセス回線網の分離ですとか設備共用とかいったことで効率的に使うと。そういった基金が要らない形でできないかという検討も必要ではないかと思っております。すべての電気通信事業者が公平に利用できる環境を整備するというので、競争を促進して全体の需要をふやすことによってコストを下げっていくということが必要ではないかと考えております。

そういったことをやっていくためには、最後は繰り返しになりますが、リソースを最大化・最適化するということの中で検討していくべきではないかと思っております。

2ページ目ですけれども、これはフェーズ1と言われているPSTN網がまだかなり残っている状態という中でのユニバーサルサービスの範囲でございますけれども、このときはやはり固定音声通話機能と緊急通報機能という最小限確保すべき機能でやっていく必要があるだろうと。ただし、このときでもいかにして費用を最小化するかということで、ここでは「IPを含め」と書いてございますけれども、IP電話ですとかいろいろな技術がございますし、後ほど述べますが携帯電話も補完的に使えるかもしれないということで、最も効率的にユニバーサルサービスを確保するためには技術中立性ということを重視しながら検討していく必要があるのではないかと考えております。

3ページ目ですけれども、まずはユニバーサルサービスにほんとうに補てんが必要

なのかどうかということについての精緻な検証は当然必要であろうということをごさ
いまして、これについてはいろいろなところで以前にも検討していただいているとは
思いますけれども、基本料関係の話ですとか、ブランドの効果ですとか、いろいろな
無形の便益というものをどう算入していくのか。それから、NTTさん保有の資産を
もっと活用して、それをコスト削減に充てていく可能性はないのかとかいったことを
検討していただきたいと思っております。

それから4ページ目ですけれども、そういった形で計算して見直しをしても、やは
り基礎的な電気通信役務の収支が赤字であるというケースでは、補てんもやむを得な
いということになるわけですけれども、そういったケースでベンチマーク以外のやり
方というものがあるのかどうか。それからベンチマーク的な算定方法にしても、LR
ICを使っていくわけですが、競争地域をどう考えるのか。現在の平均プラス 2σ と
いった費用負担の部分はどうするのか。それからIP電話回線数補正というのがござ
いますけれども、これについてどう考えるのか。それから、き線点のRT-GC間の
伝送路費用というのは接続料側に算入されていると思いますが、こういったものの扱
いについても検討する必要があるのではないかと考えております。

全体の絵をイメージとしてかいたものが5ページですけれども、こういった形で基
本料収入、それからそれにかかわるいろいろな便益ですとかいったものをどう算入し
て、収入部分をふやしていただけるのか。それから、基本料にかかわる費用の
部分はいかに効率化して、配賦基準等を見直したり、コスト要素を検証するとい
うことによって再度基礎的な電気通信役務の収支についてご検討いただきたいとい
うことをごさいます。

その例として、便益のところを6ページに述べておりますけれども、NTT東西さ
んではユニバーサルサービスを提供しておられるということで、当然そういったこと
をいろいろな事業者の負担も含めてやっておられるわけですが、左側にあるような宣
伝をされたり、最近は少し広告効果が減ったかもしれませんが公衆電話の広告
ポストとしての効果はかなり大きいのではないかと考えて、こういったブランド
効果をどう評価するかということもご検討いただきたいと思っております。

7ページ目にはUKの例を示しておりますけれども、これは私どもで調べた限りで
ございますが、UKではユニバーサルサービスの提供による便益と費用を比較して、
基金の発動は不要という判断がされたと聞いております。右下の青い枠で囲ったとこ

ろをごらんいただきますと、ブランドの効果を日本円に直しまして大体100億超と見込んでおられますし、公衆電話の広告効果を20億程度と見込んでこういったものを計算しているといった形になっております。

それから8ページ目ですけれども、こういった話ばかりで恐縮なんです、NTTさんの保有資産も公社時代からの資産が非常にあるということで、そういったものの売却ということで言えば、多いときでは年間1,000億という売却をしておられて、簿価は多分かなり低いんだと思うんですが。それから、そういったものを活用したNTT都市開発さんの場合には、株価は大分下がっている状況でございますけれども、それでも時価総額が5,000億あるということで、こういったものをもっと活用することでユニバーサルサービスの補てんを減らす可能性はあるのではないかと考えております。

それから9ページ目ですけれども、算定方法ということなんですが、LRICということでやっていると理解しておりますが、実際費用がLRICよりも下回っている状況に最近はなっているということで、これについて言えば、では実際費用かといいますと、やはり私どもとしてはLRICでやるべきであろうと思っております、実際費用よりも低いということは、数値の仮定とかパラメーターにひょっとしたら問題があるのではないかとということで、そういったことのチェックもやっていたらと考えると考えているところです。

それから、高コスト地域をどう見るかということで10ページ目ですけれども、現在4.9%ということでやっているとありますが、前回の見直しのときにも携帯電話はどうかという話があったと思いますが、そのとき98.7%という率的にはかなりのカバー率を持っていたと思いますが、料金面とかいろいろなところで代替性にはまだ無理があるんじゃないかという話になったと思います。

その後、私どもではかなり格安のプランも出しましたし、そういう意味では基本料に関する部分の代替性はかなり出てきているのではないかなということで、現在カバー率も99%で残り1%ということでございますので、こういったところをうまく使っていけば、高コスト地域はもっと縮小できるのではないかと考えております。

それから11ページ目ですけれども、IP電話回線数補正ということで、IP電話に移ってしまった回線数の分を割り戻すといった形で、移らなかったことにして計算するという作業をされていると思いますが、実際に今NTTさんとかでは光を販促する

のに電話をつけてかなりドライブをかけて移しておられるといったこともあって、そういったところが補てんの中では保証されるというのもおかしな話だと思っております。

実際にこの辺の部分はどうするのかということで、一方ではメタル回線の利用者が減ることによるコスト負担分の増大があり得るということは理解しておりますので、この辺については、ユニバーサルサービスだけの問題だけではなくてきちんと議論すべきではないかと考えております。

それから12ページ目ですけれども、き線点RT-GC間伝送路をどう扱うかということで、実際に以前接続料の整理の中では、NTSコストとして基本料の中を含めるべきであるということで、接続料からは外すという整理がされていたと思うんですが、昨年 of いろいろな経緯の中で再度接続料の中に戻されているということで、こういったことにつきましても、総合的な判断の中だとは思いますが、どうすべきかということ再度きちんと整理したほうがいいのではないかと考えております。

それから公衆電話についてですけれども、現状「データなく、検証不可」というのはちょっと言い過ぎかもしれませんが、やはり実際の設置場所、収支、利用状況といったことをもう少し細かい形で検証できるようにしていただきたいと。それから、公衆電話についてはいろいろな代替手段がかなり出てきていると思いますので、設置基準その他についても見直すといったことによってコストを削減することができるのではないかと考えております。

以上がフェーズ1のところの話でございまして、次にフェーズ2について若干お話しさせていただきたいと思いますが、時代に対応したユニバーサルサービスが必要ということで、ブロードバンドサービスについても、一定程度普及した後にはユニバーサルサービスにできることを考える必要があるのではないかと。そのためには、非常に大きな効率化が必要だと思いますので、冒頭に申し上げましたけれども、アクセスの回線網分離ですとか設備共用といったことも考えていく必要があるのかなと思っております。こういったことを効率的にやっていけば、基金を投入しなくてもブロードバンドのユニバーサルサービス化ができるのではないかとというのは、私どもは以前から実際の金額も含めてお示ししているところであります。

そういった形で、公正競争ルールの整備を通じた効率的なインフラ構築によって、ユニバーサルサービスはきちんと守りながらできるだけコストを補てんといった形に

ならないように、できる手だてを考えていく必要があるのではないかとというのが私どもの主張でございます。

すいません、KDD I さんの分の時間を使ってしまいました。

○黒川主査 ありがとうございます。

それでは、続けてフュージョン・コミュニケーションズからご説明をお願いしたいと思います。じゃあ板場さん、よろしく申し上げます。

○フュージョン・コミュニケーションズ株式会社（板場） フュージョン・コミュニケーションズの板場でございます。

では、早速ですけれども、資料に沿いまして当社の考えを述べさせていただきます。表紙をおめくりいただきまして、1 ページ目をごらんください。

まず、ユニバーサルサービス制度の各論を述べる前に、ユニバーサルサービス制度の定義が重要になるわけでございますけれども、ユニバーサルサービス制度によって、特に競争が期待できない高コスト地域に対して支援を行い、全国あまねく公平に通信サービスの提供を確保していくために有用な制度であると考えておりますので、当社としましては継続していくことが適当であると考えております。また、制度の構成要件といたしましては、ご報告のとおりこちらにありますエッセンシャルティー、アフオーダビリティ、アベイラビリティという3点を満たすことが必要であろうと考えてございます。

次に、資料の下段でございますが、1の「ユニバーサルサービスの範囲」としましては、先ほどの3つの構成要件から勘案いたしまして、携帯電話、IP電話ははまだ満たしているとは言えないのではないかと。よって、引き続き加入電話の加入者回線アクセス分及び第一種公衆電話、緊急通報を対象範囲とすることが現時点では適当であろうと考えてございます。

ただし、公衆電話につきましては、先ほどもご指摘がございましたけれども、昨今第二種公衆電話とあわせての設置分布等情報開示が要求されている状況であろうと思っております。その開示がない中補てんが続いているという状況であろうと考えておりますので、基本的にこちらについては本委員会の審議期間中に情報を開示すべきであろうと考えてございます。基本的に、ユニバーサルサービス制度については、ユーザーの利益を損なわずに運用するということが重要であろうと思っておりますので、コストの補てんを受けていらっしゃる事業者の迅速かつ正確な情報開示が必要になる

と考えてございます。

では、次のページをおめくりください。2番目としまして、コストの算定方法についてでございます。まず加入電話の加入者回線アクセス分に関してでございますが、算定ロジックとしては費用の非効率化を排除できるLRIC方式、それから値下げ競争に伴う負担増の影響を受けないベンチマーク方式が採用されておりますので、こちらについては今後も継続が望ましいと考えております。

一方、昨今研究会でも議論になりました光IP電話等の移行分の補正でございますが、こちらについては、補てん額の減少抑制を理由に移行先の光IP電話等の回線数を加入電話のままとみなす補正については適当ではないと考えております。加入電話からの大半の移行先といいますのが、NTT東西殿の経営方針で推進されている光IP電話と推測しておりまして、移行により見込まれる収益の向上に加えて補正による補てん増という形になるのは、当社としては受け入れがたいと考えてございます。まずはNTT東西殿のさらなるコスト最小化の努力を図っていただきたいと考えてございます。

では、ページをおめくりください。次に、メタル回線の維持費用でございます。こちらにつきましては、老朽化などに伴ってメタル回線の維持費用の増大というのが報告されておりますけれども、特に収入費用方式で算出されている第一種公衆電話及び緊急通報にダイレクトに反映され、さらなるコスト負担増になるのを懸念してございます。したがって、以下の2点についてご検討いただきたいと考えてございます。

1点目としましては、公衆電話までの回線区間のネットワークの効率化です。こちらについては必要であろうと考えてございます。また、2点目としては、現状どおりIP化してもメタル回線を残すという形の場合と、一方で不要になったメタル回線を撤去して戻り需要に対応していく場合のコストが、どちらがどう高いのか、低いのかというあたりをしっかりと比較検証すべきだと考えてございまして、そのためにNTT東西殿より必要な情報をご開示いただきたいと考えてございます。

続きまして2-3としまして、接続料との関係でございますが、き線点RT-GC間伝送路の伝送路費用についてはトラヒックに依存しないということですので、原理原則に基づいて接続料から基本料コストへ段階的に移行されてきたにもかかわらず、また接続料が戻されているという状況があるかと思えます。当面の措置となっておりますけれども、接続料のほうから控除されるべきだと考えてございます。

次のページをおめくりください。3番としまして、コストの負担方法でございますけれども、こちらについては現状と同様に受益者負担の趣旨に沿って、電気通信番号数ごとの負担が適当であろうと考えてございます。

それから4番としまして、基本使用料の級局別格差についてですけれども、こちらについてはかねてよりご要望が出されていたかと思いますが、基本料体系の見直し等について早急に見解をNTT東西殿にお示しいただければと考えてございます。

最後のページをおめくりいただきまして、総論、まとめでございますけれども、まずはフェーズ1の間ということでいけば、現状のユニバーサルサービス制度のフレームワークについては適当であろうと当社としては考えてございます。ただ、ユニバーサルサービス制度がしっかりと機能していくためには、NTT東西殿のネットワークコストの最小化及び経営努力、また、負担範囲の確度を上げるためにも必要な情報の開示、公開が不十分なのではないかと考えてございまして、この制度がより有効に機能するために徹底した情報の公開ということをぜひお願いしたいと考えてございます。具体的には、当社から本日申し上げた、最後に記載があります①から④の4点についてご提示願いたいと考えてございます。

ご説明は以上です。

○黒川主査 板場さん、ありがとうございました。

それでは、続いてウィルコムから説明をお願いいたします。平澤さん、お願いします。

○株式会社ウィルコム（平澤） ウィルコムの平澤でございます。

それでは、資料に基づきましてお話しさせていただきます。まず、めくって1ページ目でございます。まず2010年初頭、2011年までの制度についてですけれども、現在携帯電話の話も出ていますが、携帯電話が伸びているといってもまだ全国まであまねく至っている状態ではない。また、ブロードバンドについてもまだ完全な普及には至っていない。また、加入電話が減少しているとはいえ、依然として過半の数が維持されているということを考えますと、当面の間はユニバーサルサービスの範囲は加入電話、公衆電話、緊急通報を継続するのが現時点ではよろしいのではないかと考えております。

ただ一方で、環境は非常に変化しておりまして、加入電話はどんどん減っているということと、IP化もどんどん進んでいるということを考えますと、やはり今の制度

はいずれ破綻するだろうということで、我々がイメージしているのは2011年以降なんですけれども、それに向けて今から新たな制度の見直しの検討を始める必要があるだろうと。我々は、特にユニバーサルアクセスというものをぜひ検討して導入すべきだろうと考えております。

めぐりまして2ページ目ですけれども、この資料は前回の研究会でも出させていただいた資料でございますが、現状のユニバーサルサービスはメタル線と音声サービスがセットになっています。これをやはり設備とサービスで分離して考えていったほうがいい。現在はメタルのほかに光とか無線とか非常に効率的な設備がどんどん開発されておりますので、こういうのを有効に利用することが非常に重要である。また、サービスにおいても、現時点では音声、緊急通報ですけれども、将来的にはやはりブロードバンドですとか、状況を見てサービスをふやしていくということで、設備とサービスの分離を検討していく必要があるのではないかと考えております。

続きまして3ページ目の算定方法でございますけれども、私どもは、2011年までは現在のユニバーサルサービスを継続すべきと考えておりまして、コスト算定方法についてもやはり現行を維持すべきだと。いろいろ問題がありますけれども、基本的にはあまり大きく変える必要はないのではないかなと考えております。

ただ、加入電話が減少して、先ほどIP電話をカウントに入れるかどうかという議論もありましたけれども、これは現在の算定方法、制度を維持するという前提であれば1つの方法かな、やむを得ないのかなと考えています。これができないために算定方法をもう一度見直すということになると、算定方法を変えるということは私どもは大きな問題だと思っていますので、当面は継続する上でもなるべく現在の枠の中で考えられる範囲で維持していくことが望ましいと考えております。ただ、やはり2011年以降は抜本的に見直す必要がありますので、コスト算定方法を含め、そこで大きく見直しを考えていくべきだと考えております。

マイグレーションでございますけれども、これも先ほどから何回もお話が出ていますが、私どももメタル線の維持コストについては今後やはり効率的にすべきだと思っております。必要なメタル線は、撤去できるのであれば後は撤去して、IP化のほうにどんどんマイグレーションしていくことを促進すべきではないかと考えております。

続きまして4ページ目、最後でございますけれども、今後2011年以降制度を大

大きく見直す必要があると考えておりますが、その検討に当たりましては、制度が頻繁に変わるものでは困る。やはりある程度先を見越して、事業が継続できるように制度の大枠を決めて、あとは微調整の中で変更できるという制度にさせていただきたいと思っております。そういう意味で、なるべく期間をかけて十分議論していく必要があると考えております。また、ユニバーサルアクセスの考え方のほかにも、適格事業者の指定のあり方、あと地域の割り方ということも今後議論していくべきだろうと考えております。

簡単ではございますが、以上でございます。

○黒川主査 平澤さん、どうもありがとうございました。

続きまして、日本ケーブルテレビ連盟からご説明をお願いします。石橋専務理事、お願いします。

○社団法人日本ケーブルテレビ連盟（石橋） 石橋でございます。我々の意見についてご説明させていただきます。

お手元の資料の2ページ目で、まず基本的な考え方ということで、2010年代初頭までの取り扱いということにつきましては、現行の加入電話を基本として、加入電話、公衆電話、緊急通報を当該サービスとした本制度を維持すべきと考えてございます。

それから次に、第一種公衆電話の必要性のあり方ということでございますが、そこにございますとおり、まだ携帯等は十分に行き届いていないということもありますし、今の時点で公衆電話をなくすということは時期尚早であると。また、携帯電話を持たない人たちも中にはいるということもあわせて理由の一つということになっております。

さらに、ここでつけ加えさせていただきたいんですが、ユニバーサルサービス政策という観点からすれば少し外れているとは思いますが、やはり地震などの被災後の通信手段ということについては既に阪神淡路大震災で経験しているわけですが、公衆電話が極めて有効であったという事実がございます。そういう意味では、現在使用頻度が非常に低いということでそれを簡単に撤去していくことは問題があるんじゃないかなと思っております。被災後住民が集まる公共施設、公園、広場というところにそういう状態を想定した設置数があるのかという、これはむしろ防災という立場からの検討事項ということになるかと思うんですが、公衆電話についてはそのような考えを

持っております。

それから、次の3ページ目ですが、2010年度初頭以降の方向性ということでございますが、IP電話につきましてはあるタイミングで完全移行させて、並存する期間が長期間とならないようにすることがユニバーサルサービス制度の運用という観点で必要と思われまます。それから、マイグレーションの目標時期を明確にして移行準備を進めることが必要であろうと。

3番目に、そういうときも電話は国民に必要なサービスと予想されます。現在の加入電話と同等の機能を有する0AB～J IP電話がユニバーサルサービスの一つになることが考えられます。その場合には、今後それに必要なブロードバンドアクセス回線を計画的に整備するということが基本になるのではないかと考えております。

次のページに参ります。携帯電話につきましてはですが、もし条件不利地域も含めたエリアカバーが光などの有線系よりも投資額が少なくて済むということであれば、携帯電話もユニバーサルサービスを実現する技術方式の一つになり得ると考えられるんじゃないかと思ひます。しかし、携帯電話が固定電話と同様にユニバーサルサービスとしてそこに書いてございます3つの要件を満たすサービスであるかについては、さらに議論が必要であろうと考えております。それから、料金の低廉性、年齢世代別格差のない高い所有率などの条件が整うかについても、十分見きわめる必要があるかと思ひます。

それから、ブロードバンドサービスでございますが、2010年初頭以降ユニバーサルアクセスの考え方を適用するのであれば、手戻りがない効率的なネットワーク整備を行うという観点から、ユニバーサルアクセスとしての必要な要件を早い段階で明確にすべきではないかと思ひます。

それから次のページでございます。コストの算定方法でございますが、ここで議論されているとおり、IP電話に移行する一方でメタルケーブルや加入者交換機が撤去できない状況であるということであれば、IP電話回線数を補てん算定の際に計算上加算することはやむを得ないのではないかなと考えております。

ただし、その場合においても、何らかの工夫によりまずコスト削減の余地はないのか。NTTさんはいろいろとご努力されているというご説明もありますが、いま一度そういうご検討をお願いしたいということでございます。さらには、その内容につい

て開示いただいて、関係者全員が納得できるという状況が必要ではないかと思えます。それからもう一つは、PSTNからIPへの移行計画についてのNTTさんのお考えを早く示すということも、これを議論する上では重要であろうと思えます。

それから4番目の接続料との関係でございますが、これは基本料の中に含めるべきで、接続料へのつけかえは行うべきではないと考えてございます。

それから、コスト負担事業者の範囲の見直しということですが、これは現在の支援業務の簡素化の観点から、現状どおりでいいんじゃないかというのが我々の考えです。

最後にその他、円滑なマイグレーションということで、2010年代初頭以降において、PSTNを廃止しそれに代替するサービスに移行するに当たり、消費者に対して相当の混乱を与えることが懸念されます。消費者に不要な負担を与えないとの観点から、PSTN廃止の目標を定めた上で、官民が一体となり移行に向けての具体的計画を立てて効率的に遂行することが重要である。国民に開示することも当然であるということでございます。

以上です。

○黒川主査 ありがとうございます。

最後に、全国地域婦人団体連絡協議会からご説明をお願いします。夏目さん、よろしくをお願いします。

○全国地域婦人団体連絡協議会（夏目） 全国地域婦人団体連絡協議会の夏目でございます。よろしくお願いたします。

まず、ユニバーサルサービス対象の範囲についてでございますけれども、現在のユニバーサルサービスの対象範囲というものは、国民生活に必要な不可欠な最低限の通信手段ととらえておりますので、引き続き低廉な料金で全国どこでも維持されることが大切ではないかと思えます。したがって、2010年度初頭におきましては、現在のユニバーサルサービス制度を継続、維持していくことが妥当だと考えております。

一方で、都会と地方の通信手段の整備状況はかなり異なっておりますし、ブロードバンドサービスの整備は進展中であるため、今後対象範囲とするかは検討課題ではないかと考えているところであります。

次に、ユニバーサルサービス制度についてでございます。現在のユニバーサルサービス制度は、消費者にはわかりやすいとは言えないのではないかと思えます。したがって、一層の複雑化というのは避けていただきたいと思えますし、消費者がわか

りやすくする、消費者を保護する観点からも一層の情報公開が必要ではないかと考えているところでございます。

「国民生活に不可欠であり、あまねく全国における提供が確保されるべきもの」という基礎的通信役務を担う制度としては、先ほど申しあげましたように、今後も当面は維持が必要だとは考えますけれども、一方でメタル回線がこのまま需要、要望に沿ったものであるかどうかというところはやはり考えざるを得ないと思いますので、新しい代替手段、新しいネットワークの構築に向けての制度は必要だと思いますので、そちらの方向にいずれは移行すると考えているところであります。

次に、負担のあり方でございますけれども、いろいろなご議論があるということは承知しておりますが、当面は現在の算定方式でよろしいのではないかと思いますけれども、その場合も消費者への説明を丁寧にしていただきたいと思います。通信事業者の収益情報を公開し、消費者の負担額を下げる方向にご議論いただければ大変ありがたいというわけでございます。

補てん額をふやし消費者に転嫁する前に、通信事業者がコスト改善の努力はぜひしていただきたいと思います。さらには、受益者負担の観点からは、今後中継系事業者、ブロードバンドアクセスを含めることも検討課題になってくると考えております。

次にその他のところで、公衆電話でございますけれども、通信事業整備が均一でない現状では、引き続き公衆電話の一定の設置が必要であろうとは思いますが、しかしながら、公衆電話の果たす役割について国民的な議論がされているかという点決してそうではありません。したがって、公衆電話配置、それから利用状況などさまざまな情報を十分に開示した上で、国民にとって公衆電話の果たす役割、必要性というものについてコンセンサスが必要だろうと思っております。

さらには、携帯電話を持たない人というののもいるわけでございます。そういう人たち、とりわけ私どもは子供というものに大変関心があるわけでございますけれども、持たない人たちの最低限の通信手段確保として公衆電話はどのような位置づけになるのだろうかという議論も必要だと思います。そして、メタル回線ではなくて、公衆電話の役割の代替手段を今後は検討する必要性もあるのではないかと考えております。

そして、その他でございますけれども、ユニバーサルサービス制度の周知が必要ということで、一般の利用者は、確かにペーパーの請求書にはユニバーサルサービス料金というのは掲載されておまして、見ればわかるわけでございますが、一般的に、

ユニバーサルサービス制度はご存じですかという問いにつきましては、ほとんどの方がおわかりになっていないというのが現状でございます。したがって、今後も維持するというのであれば、さらなる利用者に対する周知は必要と考えております。

そして、電気通信事業者協会の情報公開という点でございますけれども、ユニバーサルサービス制度を維持していくための支援機関であります電気通信事業者協会さんの存在というのも重要ではあるかと思いますが、協会そのものの肥大化というのはやはり避けるべきではないかなと思っております。始まったばかりでございますので、実際のところどの程度の内容であるかということがまだ十分に読み取れませんけれども、さらなる第三者機関の部分については抑制することも必要な観点ではないかということを考えて、情報公開をさらに求めていきたいと思っております。

以上でございます。

○黒川主査 夏目さん、どうもありがとうございました。

おかげさまでというか、10分節約でここまで参りました。それから、皆様のところには前回のヒアリングのときの追加質問に対する各事業者、団体からの回答というのがあると思います。これについては、簡単に事務局から説明していただくことはありますか。想定していませんか。10分間の範囲でよろしくをお願いします。

○鈴木料金サービス課課長補佐 想定範囲以外でございましたけれども、一応前回各委員の方からご質問いただきまして、NTT東西さん以下各社の方々からご意見をいただいているところでございます。

質問の内容を個別に説明してまいりますとかなり長うございますのでざっと申し上げますと、まずNTTさんの1ページ目でございますけれども、辻先生のほうからご質問があった関係でございますが、交換機やメタル劣化はどのように進んでいくのか、地理的な分布を示せないかというご質問でございました。続きまして3ページ目におきましては、今光化を進めておりますけれども、コストの削減などがどの程度できるかという質問に対するご回答でございます。

続きまして4ページ目でございますけれども、フェーズ2を待たずに現在の高コスト地域で携帯電話、光IP電話などを代替サービスとして提供できないかといったご質問でございました。それに対する回答でございます。5ページ目につきましては、フェーズ1においても自治体がユニバ提供事業者として認定されることも考えられるけれども、これについてどう考えるかというご質問の回答でございます。

6 ページ目は、NTTさんのほうで高コスト地域は25%赤字補てんをしてほしいというご主張でございますけれども、ユニバーサルサービスの基本理念に照らしまして、こうした赤字補てんについてどう考えるかというご質問でございました。それに対する回答でございます。7 ページ目は、き線点RT-GC間伝送路コストをユニバコストから接続料原価に戻すということを要請されておりますけれども、その場合利用者負担になることとNTTコストの料金による回収という観点から、両者の相違をご説明してほしいという質問でございます。

8 ページにつきましては、ユニバーサルサービス制度の理念からいたしますと、必ずしも利用者転嫁することが適切であるかどうか各事業者の説明が明確でない。各事業者の考え方を明瞭にしてほしい。これにつきましては、NTT東西さんだけでなく、ドコモさん以下皆様へのご質問でございます。

9 ページ目でございますけれども、公衆電話の関係でございまして、一種、二種に目印をつけることができないのかといったご質問に対する回答でございます。10 ページ目でございますけれども、第一種公衆電話の設置場所の資料を提出していただきたいと。本日も、一種公衆電話、二種公衆電話の設置の状況ですとか利用の状況についていろいろご意見がございましたけれども、これに対するご回答でございます。

以下ドコモさん、イー・アクセスさん、ケイ・オプティコム様、テレサ協、消団連様から出ておりますけれども、ご説明は省略したいと思います。

以上でございます。

質疑・討議

○黒川主査 ありがとうございます。

それでは、きょうのヒアリングを中心にしながら討議の時間に入っていきたいと思っております。質問、あるいはご意見をさせていただきたいと。前はこちら側からいきましたので、ごめんなさい、安田委員のほうから。今回はこちら側から。

○安田委員 わかりました。

○黒川主査 時間はあまり気になさらないで、最後のほうの方には前回と同じように少し迷惑が行くかもしれませんが、よろしく願います。

○安田委員 わかりました。じゃあそのメリットを享受させていただきます。

1つ質問があるんですが、ソフトバンクさんのご意見の中の6ページ、7ページで、今まで考えていなかったのが大変いいところに目をつけたと思ったんですが、6ページで言っているブランド効果、宣伝効果があるのではないかとということで、下に「ブランドは分離されるべきである」という言い方をされているんですが、もっと具体的に言うと、東西さんの地上加入電話がふえていないということを勘案すると、要するにそのメリットというのはドコモさんが受けているんだから、ドコモさんがブランドメリットについて負担すべきであるというご意見なのかなということを確認したいのが1つ。

2番目が、次の7ページ目なんですけれども、この資料では1つにくくられています、ブランド効果と公衆電話の広告効果というよりも広告収益ですよ。見てみますと別の項目です。電話ボックスに自社も含めて広告を載せることの収益であって、ブランド効果ではないと考えているんですが、ご意見としては、電話ボックスに自社も含めて広告を載せて、その広告収益をユニバーサルサービスのための費用を賄う部分として、もっと広告収益が上がるようにしたらいいじゃないかというご意見と考えてよろしいのでしょうか。電話ボックスで広告は見たことがないような気がするのでそう思ったんです。

それから、2つと言いましたけれどもお時間をいただいて3番目なんです、最後の全国地域婦人団体連絡協議会さんのお話にもあったんですけれども、実はユニバーサルサービスを東西の加入の人も大勢負担しているわけです。何で負担しているのか理解してもらうために宣伝というか広告をやってもらいましょうというのが我々の部会なんかでも出ていた意見だと思います。わかりやすいという必要があると思いますけれども、それを逆に宣伝に使うと何となく問題があるかなという気もしますし、ただ逆に言うと、東西さんは加入数がふえていないんだから宣伝に結果としては効果がなかったのかなと思っているんですが、宣伝するなということではなくて、メリットを受けた人はドコモというお考えなのかなということをお聞きしたかったんです。

○黒川主査 これはソフトバンクさん。

○ソフトバンクテレコム株式会社（弓削） 私からでよろしゅうございますか。

○黒川主査 はい。

○ソフトバンクテレコム株式会社（弓削） じゃあ、最初にブランドメリットの話から私どもの考えをご説明させていただきたいと思います。これは必ずしもドコモさんと

いうことでは考えておりませんで、実は私どもは民営化というか新規参入のときから、アメリカではA T & Tのブランドはベルというブランドを長距離会社が使っちゃいけないといったことがされていますし、最近では、B Tはオープンリーチという形のとときにB Tというブランドとは分離ということで、基本的にブランドを一緒にするということにはそれなりの効果があるので、競争上はやはり分離すべきだという主張をさせていただいておりました。ただ、現在それが入れられていないものですから、そういった形で共通であれば、例えばN T Tさんであれば管理部門と利用部門の間でもきちんと分けるべきではないかと。

前に別のところで申し上げたんですが、例えば私のところへ光関係のものを使いませんかといった手紙が来るときに、これは利用部門からなのか管理部門からなのかよくわからない。管理部門から来るものに光に変えませんか、光電話にしませんかといったものが出てくるというところの問題点というか、ブランド全体としての話でございます。そういった形で、会計の関係でもきちんとした評価ができませんかというお話を差し上げたこともあるんですが、やはり定量化が難しいということで、そうすると定量化が難しいとゼロになってしまうというのが現状だと思っております。

それから、あと7ページの広告の効果なんですけれども、確かに公衆電話のところへの広告ということだと思いますが、ブランド効果という意味では上のところに書いてあるブランド効果ということになるんですけれども、幾つかあると思っております、公衆電話の形について言えば、公衆電話のところにはN T Tさんというブランドのマークがついているということを含めて、全体としてのブランド向上ということもございましょうし、そういったところへ広告を載せるというのは現在のところはないと思っておりますけれども、そういったことをされれば効果があるのかもしれないし、それから公衆電話を設置しているということそのものによるブランドイメージという効果もあるのかなと思っております。そういったことで考えております。

○安田委員 わかりました。

○黒川主査 実際、公衆電話に広告をすることは、法律的にチェックされたりしているんですか。全然問題ないんですか。それから、もし広告ができたとしたら、その収入はどれぐらいなりそうなのかとか、それはその他の問題は引き起こさないのかとか、もう少し情報をください。

○東日本電信電話株式会社（大平） 東日本の大平と申します。

公衆電話につきましては、景観ですとか、条例等によりましてボックスとかの広告は禁止されている場合が多いございます。したがって、そういうことも踏まえまして、広告自身を今まで掲載していないという事象があることもご理解いただきたいと思っております。

○ソフトバンクテレコム株式会社（弓削） よろしいですか。

○黒川主査 はい。

○ソフトバンクテレコム株式会社（弓削） そういう意味では、ここで私どもが述べているときには、ダイレクトに公衆電話のところはどこかよその会社さんの広告ということよりは、NTTさん自身の広告的な効果ということで考えております。

私どもも以前公衆電話を実際に駅に置いたりしていたんですけども、このときもやはり駅のオーナーであるJRさんとかとの関係で、別の広告をそこに載せるなんてとてもできなかったということですので、事情は多分同じだと思います。

○黒川主査 ありがとうございます。安田委員はよろしいですか。

○安田委員 構いません。ただ、たしかBTさんは広告がボックスなんかにあったような気がするんです。だから、項目が違うのかなと思いました。

○黒川主査 それでは長田委員、お願いします。

○長田委員 幾つかあるんですが、1つはNTSコストを基本料へ戻すかどうかという話で、これは結局ユニバの負担が非常に大きくなるということで、昨年接続料のままということだったと思いますが、今回KDDIさんのところはそれに特に触れておられなかった。それ以外のところは、基本料にきちんと戻すべきだというご主張だったと思いますけれども、その主張をなさった各社の皆さんは、そうすると、このままのユニバの算定方法だとかなり負担が大きくなると思うんですが、そのままでいい、負担がふえていいとお考えなのか、何か別の方策、こうすればいいというアイデアがあるのかということと、KDDIさんは今回特にご発言がなかったけれどもどうお考えなのかということをお伺いしたいと思っております。

それから、ソフトバンクさんは、携帯電話やIP電話なども入れて競争地域を99%と考えるというお話があったと思いますけれども、携帯電話各社はユニバを代替できるだけに今至っていないと前回、今回でもおっしゃったところが多いと思うんですが、ソフトバンクの携帯であれば大丈夫だということなのか。つまり、非常に高コスト地域で携帯電話を使えないところは実は多いのではないかと単純に思いましたの

で、ただ数字上の計算でそう考えるべきだということなのか、現実に代替できると考えていらっしゃるのか教えていただきたいと思います。

それから、KDD I さんのお話の中で、コストの負担方法は現行どおりが透明性が高く書いてあったと思いますけれども、それは利用者にそのまま転嫁する方法を含めて透明性が高いとおっしゃっているのか、番号数で割って計算したものを請求書などに明示するような形ででも、その分は自社で100%持つなり半分ずつにするなりということも透明性高くできるのではないかと思うんですけれども、100%利用者転嫁を絶対条件としてそう考えておられるのかということと、それから、フュージョンさんから「受益者負担の趣旨に沿って、電気通信番号数に基づく按分が適当」というお話だったと思うんですけれども、この受益者負担の受益者というのはだれのことを指しておられるのかという質問をしたいと思います。

それから、NTTさんから追加の回答でいただいた公衆電話のことで、今回もいろいろな会社から意見が出ていましたが、公衆電話について一種の色を変えるのはコスト増が生じるから実施するのは難しいというのはわかりました。それはそうかなと思いますが、ユニちゃんマークのシールを貼るとか、保守点検にいらっしゃると思いますのでその際に。そうすると、ユニバーサルサービス制度の広告にもなると思いますし、先ほどから。ユニちゃんマークが貼ってあるからといってJRさんから文句は多分出ないんじゃないか。JRなんて自分の改札機にまで広告がある時代にそういうことをおっしゃるとも思えません。

私は渋谷に勤めておりますので、並んでいる電話とかでどれが一種かなといつも思っただけです。そうであれば、携帯でかけるところを一種でかけてみようかと思うこともあるかもしれませんが、その区別がきちんとできているのはすごくいいことではないかなと思います。それから、ユニバーサルサービス制度の広告のためにも非常に効果が高いのではないかと思いますので、そこをご回答いただければと思います。

それからもう一つ、追加で回答しますと書いていただいているほうの、別途提出いたしますと書いてあるほうなんですけど、この別途は、先ほどの委員会会期中にということもありましたけれども、いつごろご提出いただけるのかをお教えいただきたいと思います。

○黒川主査 どの順番でお答えしていただくのがいいのかわからないですけども、じゃあNTTさんから。さっき前回のときの質問のお答えの中で、情報についてはしっ

かり公開します、提供しますということが書かれていたんですけども、そのことから始めて、いつとかいうことは可能なんですか。お願いします。

○西日本電信電話株式会社（村尾） NTT西日本でございます。2点ご質問があったと思います。1つは、一種公衆がどれかわかるようにすればと。多分一種公衆をたくさん使えば赤字額が小さくなるから補てんが小さくなるというご主張だと思います。

そもそも、一種公衆、二種公衆という制度の趣旨を私どもは、1個しかない場合はあれですけども、連設というか併設の場合に四、五台あるというときに、どれが一種かというのはあまり意味がなくて、要するに公共的使命が強いんだから最後の1台は撤去してはだめというのが一種だと理解しております、そうしますと、今皆さん方からも公衆電話というのはさまざまな社会的役割を果たしていると。災害時だとかいざというとき、あるいは社会的弱者、子供たちといった使命を持っている場合に、特定のものがわかるように色をつけるということをして、確かにその電話機に集中して使っていただける可能性が高くなってまいります。しかし、そうしますと、そこに併設してある2台目、3台目の電話というのはおそらくかなり収益が悪化します。そうしますと、これは二種ですから、私どもはビジネスで提供しているものでございますから、当然撤去させていただきたいというお話になるわけでございます。

そうすると、今さまざま述べました社会的な役割というものを果たしている3台とか5台あって、いざというときに使えるようにとさまざまなご意見があります。そうしますと、使用するお客様の立場から見ると逆に台数が減って使いづらいという面も考える必要がある。ですから、両方の比較考慮が必要であって、必ずしもそこに集中させることでいいのかどうかというご議論が一つ必要ではないかなと思っています。二種はやはり私どもはビジネスベースで提供しているものでございます。

それから、いつ公開かというのは、私どもは本委員会の期間中にはご提出できるように現在鋭意作業を進めているところでございます。

○黒川主査 どうもありがとうございます。長田さん、今のよろしいですか。何か追加に。

○長田委員 いえ。

○黒川主査 いいですか。それでは、KDDIさんから順番に該当部分の回答をお願いしたいと思います。最初はNTSコストの接続料算入のつかみ。

○KDDI株式会社（長尾） まず、NTSコストの一部つけかえの点ですけども、

これにつきましては昨年議論があつて、軌道修正を図ったことについて理屈の上でどうかということに関して言いますと、正直申し上げまして納得できたというわけではないんですが、ある程度緊急避難的な要素もあつて採用されたことだろうと理解しております。

本来このユニバーサルサービス制度というのは足して2で割るような議論ではなくて、理屈として一貫性があるということが望ましいとは考えておりますので、さはさりながら、一たん制度の運用を修正したのをまた翌年にもとに戻せというののもいかなものかなということもありまして、今回は主張しておりません。ただ、もともとの議論で言えば、本来NTSコストというのは基本料のほうの採算の中で見ていくべきという結論があつて、それを一部修正したことについて首をかしげる部分はまだ残っていますということは申し上げておきます。

それと、もう一つコスト負担方法として現在の制度はわかりやすいという点ですけども、これはユーザーさんへの転嫁ということも含めて非常にクリアにわかりやすいのではないかと考えております。ただ、その転嫁部分が100%であつて、しかも絶対額としてどんどん大きくなっていった場合にどうなのかということは、当然心配になるということはあると思います。ただ、ユニバーサルサービス制度の導入に関して議論の当初から私どもは、この制度自体そもそもNTT法のあり方、あるいはNTTのあり方そのものに関する議論に密着不可分なものであると申し上げてきました。

ユーザーさんに転嫁させていただく部分というのは、利用者の皆様も含めて議論する必要があるということで明らかにしていきたいというのが私どもの方針でございます。ここは個社ごとに対応が違うということも可能性としてはあるかと思ひますけれども、私どもとしてはそう信じております。

ただ、ユーザーさんへのコスト改善の還元ということについては、当然努力していかなければいけないと思ひますので、これは仮定ですけども、仮想であつてコミットではないんですが、何らかの形で私どものほうから全体のコストを下げる事ができた場合には、それをユーザー料金に還元していくと。ただし、ユニバーサルサービス料は幾らですということは外出しにさせていただきたいと考えております。そのほうが制度として透明性が高いし、また、皆さんで議論していく上でも有益ではないかと考えております。

○黒川主査　じゃあ、弓削さん。

○ソフトバンクテレコム株式会社（弓削） ソフトバンクテレコムの弓削でございます。

まず長田さんの前に、安田委員からの先ほどのB Tさんの公衆電話の話は確かにご指摘のとおりです。あそこを書いてある数字がそのまま見込めるとは思っておりませんので、そういう例も含めて計算すべきだということっております。ご指摘の点は理解いたしました。

それから、長田さんのお話についてですけれども、まずN T Sコストの部分につきまして、それを戻すとユニバの料金が上がるのではないかというご指摘は、今の計算をそのままやればおっしゃるとおりだと思います。きょういろいろとお話しさせていただきまして、いろいろな形でコスト削減、それから収益の拡大とかいったことをやっていけば、ユニバーサルサービスの補てん分はもっと減らせるのではないかというのが私どもの主張でございまして、そういったコスト圧縮の中でやって、できればこれを現在よりもさらに低いレベルに、N T Sコストを戻してもできるようにしていきたいと。これは具体的な数値の裏づけが現在のところないので申しわけないんですが、そう考えております。

それから、携帯のカバレッジの話がございましたけれども、これは一応夜間の人口比率ということで考えておりますので、そういった比率の面ではほぼイコールの比較ということになるんですが、では家の中とかいったところをどこでもカバーできるかとかいろいろな意味で、逆にモビリティがあるという部分もありますので、そういったところの具体的な比較で個別にどうなるのかということはまだ少し検討する必要がありますが、ほぼこれぐらいの数字は出せるのではないかと考えております。

以上でございます。

○黒川主査 では、フュージョン・コミュニケーションズの板場さん。

○フュージョン・コミュニケーションズ株式会社（板場） ご回答させていただきます。

おそらく2点、N T Sコストの点と、あとは受益者負担の部分の受益者の定義ということであったかと思いますが、まずN T Sコストに関しては、もちろん皆さんおっしゃられているとおり、単純にそのまま戻してしまうとユニバの負担がふえていくということになってくるわけなんです、当社が本日ご説明、主張させていただいた中では、N T T殿に対するいろいろな情報開示のご要求をさせていただいておりますけれども、そういった情報開示をしていただいて、関係する皆様で議論した上で、まずは徹底的にかかるコストの部分が妥当なのかどうかという議論を深めることが重要であ

らと思っております、その上で最終的にユニバーサルサービスというか基本料の最低限低減されたコストとしてかかるということになるのであれば、あくまで接続料ではなくて基本料として見るべきであろうとは考えてございます。ただ、じゃあ今のままですぐに基本料のほうに戻してユニバーサルサービス制度の中での補てん額を上げましょうということをお願いしているわけではないということでございます。

あと、2点目の受益者負担に関する部分の定義でございますけれども、こちらについては基本的にユーザーの皆様ということで考えておまして、NTT東西殿のネットワーク、電話番号に接続することができるユーザーの方が利用する番号の数に応じて負担されるべきであろうということでご説明申し上げました。

以上でございます。

○黒川主査 続いて、ウィルコムの方の平澤さん。

○株式会社ウィルコム（平澤） NTSコストの件についてお話ししますが、一応原則としては基本料のほうに入れるのが話の筋としてはよろしいんじゃないかと思うんですが、ただ、今皆さんがおっしゃったとおり、急になると世の中に受け入れられないということがありますので、やはりこれを戻すにはNTTさんのコスト削減、戻したんだけど結果的にあまり上がらない、多少の上がりでも済んだという形とセットでやっていく必要があるのではないかなと思っております。

以上です。

○黒川主査 石橋さんも同じ意見ですね。

○社団法人日本ケーブルテレビ連盟（石橋） ええ、大体今の。基本的に、やはりNTSコストは基本料に入れるべきであるということで、現在はそうっていないということも我々は承知しているんですが、原則としてはやっぱりそういうことであるということと、それからもう一つ我々としては、補てん額が減少するということにつきましては、IP電話も一応算定の数の中に入れるということもやむを得ないと考えていますし、今もおっしゃられましたけれども、NTTさんのコスト削減ということも踏まえて、総合的に判断しなければいかんと思いますが、基本的にはやはり基本料に入れるべきものであると考えています。

○黒川主査 これは、夏目さんのところでは当該問題はなかったと考えていいですね。

それでは、今度は辻先生。

○辻委員 わかりました。そうしたら、私の関心は、やはりフェーズ1、フェーズ2へ

向かってどうマイグレーションを進めていくかというところにありますので、現行制度のいろいろな問題点というのは今ご指摘されましたけれども、私はマイグレーションの観点から幾つか質問したいと思います。

特にフェーズ2では、ユニバーサルサービスとして音声通話を基本として、そのかわりいろいろなアクセスの方法がありますから、アクセスのいろいろな方法を使ってハイコスト地域にコストを安く効率的に供給するサービスを提供していくというのが理想的な形と合意ができたと考えています。

そう考えますと、フェーズ1の位置づけとしましては、それに向かった準備期間ということで、特にユニバーサルアクセスというものを個々具体的にどう考えていくか。ユニバーサルアクセスという概念も、まだ私も完全にわかったわけじゃありませんので、それを考える参考のためにお聞きしたいわけです。ユニバーサルアクセスではいろいろな手段によって音声サービスを伝達するということでもありますから、今議論になっていますのは例えば携帯電話、あるいはIP電話です。こういうものがハイコスト地域でもアベイラブルになっていくという状況の中で、この2つのサービスをどうユニバーサルサービスに位置づけていくかということに私は関心があります。

現在の適格事業者の指定要件、あるいはメッセージエリア等に問題がありますから、今携帯電話とかIP電話がユニバーサルサービスとしてハイコスト地域には提供されていないということは承知しておりますが、特に携帯電話では、地域的に1つの自治体というところでは無理でも、私の質問に答えていただきましたので、サービスの提供エリアを1キロ四方、あるいは4キロ四方で区切って考えているという回答がありました。あまり細かくするとユニバーサルサービスの提供エリアとしてはふさわしくない。自治体といった地域で見ますと、私は現在でも携帯電話がユニバーサルサービスを担う可能性がある場所が存在するのではと思っています。

そこで、今回ウィルコムとソフトバンク、特にソフトバンクはハイコストエリアでも1%を除いて自分のところはサービスできるというご提案がありましたが、この点は新しい進展かと思います。その場合、ウィルコム、あるいはソフトバンクは現在、ユニバーサルサービスの適格電気通信事業者指定される要件から見た場合、携帯電話でユニバーサルサービスを提供使用とするなら、何が問題なのかをお聞かせ願えるとありがたいです。あるいは、アベイラビリティの点で、カバーできる地域がおありになるのか、ないのかという点でも結構です。

それから、もう一点は料金の点です。制度的には、基本料金、あるいは級局格差とかいうものの上にユニバという制度ができています。基本的にいろいろな制度の上にユニバができて、その制度が諸事情で変更を受けて、確かに複雑な形をとっていると思います。一番簡単なのは固定電話による音声サービスをユーザー全体でどう支えていくかということでありますから、今の級局格差でもやはり料金の中には都市部が田舎を支えているという概念も入っています。そうすると、ユニバーサルサービスという概念にまとめるには、やはり電話全体の料金制度というのを洗っていく必要もあるかと思えます。

この点ではNTTが現在サービスを提供しておられますから、現行の制度全般について見直す必要があるのかないのか、ユニバだけいじくってよいのかどうか、合わせて点をお聞きしたいと思います。

○黒川主査 では最初は、一番シンプルにお答えだったウィルコムさんからいきましょうか。

○株式会社ウィルコム（平澤） ユニバーサルアクセスの件なんですけれども、今はご承知のとおりブロードバンドゼロ地域解消ということで政府もかなりの補助を出して、今まで高コスト地域であった地域も光ファイバーが行こうとしている状況でもありますし、また、無線についてもWiMAXとかいう新しい技術が出てきて、今まで非常に難しい地域も非常に安くできたということで、今まで高コストでできないと言っていたところはそういうことを活用すれば多分線とか無線は多分普及していくんだろう。そういうものはやはり活用していくべきじゃないかと。いつまでもメタル線に固執していたのではコストは下がらないのでそういうのを活用したらどうかということで、ユニバーサルアクセスというものを私どもは提案しているわけなんですけれども、ただ、それを行う事業者がどういう要件を満たさなきゃいけないかということはまだあまり深く考えていないんですが、当然安定的に供給できる事業者でなければならないということで、そういう一定の条件を課すとかいうことは必要かと思えますけれども、私どもはどういう問題があるかというのはそこまで深くは考えていませんが、そういうものは活用できますし、やはり区分も市町村単位にしませんと、県単位ではそういうものが活用しにくいということで、市町村単位で区切ってそういうものを活用することを検討してはどうかなど。それに対してどういう問題があるかというのは今後の検討であって、現時点でなかなかそこまで考えていないというのが実情でございます。

○黒川主査 じゃあ弓削さん、次をお願いします。

○ソフトバンクテレコム株式会社（弓削） まず、ユニバーサルアクセスということでお話し申し上げますと、私どもはあまり突っ込んでいるかというと確かに同じような状況なんです、端的に言えばなぜ適格事業者に申請しないのかという話もあるかと思えます。

なぜかということは置いておいて、課題として2つぐらい考えられると思っておりますのは、1つはここで1%と言いましたけれども、99%で残り1%をやりますというのがユニバーサルサービスの事業者だとすると、残りの1%というのは非常にコストのかかる地域で、たしか総務省さんの試算でもあったと思いますが、残りの0.何%とかいうのをやるとその前に使った分と同じぐらいかかってしまうとか。そういう意味では、コスト的なところというのはあろうかと思えます。

それからもう一つは、そうなるとお客様によって携帯電話を使ったり固定電話をつかったりといったケースも出てくると思えますので、今は地域フランチャイズ的になっていますけれども、じゃあある地域で複数の会社を指定するのかということで、アメリカとかでは実際に複数の会社が指定されているわけですが、コストがかかり過ぎるとかいう話もございますので、そこら辺の複数のものを認めるのかとかいったことも含めて検討が必要かなとは思っております。やる気はありますが、いろいろと課題はあると思っております。

○黒川主査 もう一つ、これはNTT東西の方に聞くべきなのか、ドコモの方に聞くべきなのか、どうですかね、先生。さっきの4キロ四方のエリアの話も含めて。

○辻委員 ドコモですね。

○黒川主査 どなたかいらしていますか。では、このお答えについては別のときということで。そうすると、全体として負担の関係をどうしたらいいかということについては、NTTの方に聞くのがいいですよ。

○西日本電信電話株式会社（村尾） 全体といいますか、今辻先生から基本料の見直しの問題がご質問としてあったと思えますので、そこを中心に。

基本料に都会地と地方のほうで格差をつけてやってきて一定の役割を果たしてきたということは皆様方ご存じのとおりで、やはり都市部からたくさんいただいて地方のほうの整備に回していくという大きな役割を長年果たしてきたという非常に重たい事実があると思っております。

それから二点目は、じゃあ仮に全国均一な基本料を目指すならばということで、非常にシミュレーションが難しいんでございますけれども、極めて大ざっぱに私どもの頭の中で推定しますと、1級局、2級局は値上げになる可能性が。少なくとも1級局は相当な値上げになりますし、2級局につきましてもやはり値上げになる可能性が高いのではないかと。これはざくっとした私の頭の中のあれですけれども。ということになると、弱者というわけじゃないですけれども地方の方々に対してそういう歴史的な経緯を踏まえて値上げできるのかといいますと、やはり私どもとしては相当国民的な議論が必要で、少なくとも今のフェーズ1の中ではおそらく実施は困難であると思っております。

ただ、将来的にどうかと申しますと、やはりマイグレーションの問題、NGNへどう取り組んでいくのかとか、あるいは光電話は現在全国の格差がございませんので光電話の普及度といったものを中心に、フェーズ2を進める中でトータルで判断すべき問題だと思っております。少なくともフェーズ1ではやはり基本料を見直すということとは極めて困難であると認識しております。

○黒川主査 じゃあ高橋委員、お願いします。

○高橋委員 核心の議論はたくさん出てしまったので、少し枝葉の議論になるかもしれませんが3点お伺いしたいと思います。

1つはユニバの制度に関してなんですが、KDDIさんのほうからは現行制度のコスト負担方法等は相互にチェック可能な自律的な仕組みであると評価しているということなんですが、いただいている自律的な仕組みという4ページの表を見ますと、全関係者のチェックというんですが、お客様というところからは交付金等の認可に係るパブコメしかない。プラスすれば領収書ということになるんでしょうけれども、これで十分なのかと。パブコメの件数は実際に非常に少ないですし、私は何か改善が必要じゃないかと思うんですが、それに関してのご意見を伺いたいと思います。

それから、関連して全国地婦連さんですけれども、ユニバの制度を維持するのであれば周知が必要ということでお話しいただいたんですが、今の周知は、領収書はわかるけどという形なんですが、もっと周知を進めるにはというか、何を周知することが今必要なのかということなんです。仕組み、金額、今後のあり方といろいろあると思うんですが、どういう形での周知がいいのかということに関してのご意見を伺いたいと思います。

2つ目は、公衆電話についてです。以前にもいろいろ公衆電話のことはNTTさんからも伺ってきているんですけども、公衆電話に関してNTT東西さんがどういう政策といたしますか、ビジネスを考えていらっしゃるのかということがいま一つわからないんです。ですので、第一種と第二種があって、第二種はほんとうに使ってもらうほうに向けて努力しているのかということをお伺いしたいんです。

つまり、テレカは使えなくなって、ICカードは期限があるので、携帯を忘れたときのために買ったりするんですけども、期限が切れちゃってNTTに行かないとお金に交換できないとかいう不便をこうむっていて、また、渋谷の駅前とか空港などでは整然と並んでいるからわかりますが、普通の町なかで公衆電話を見つけるのは非常に困難な状態ですし、以前事業部会のほうで検討しましたけれども、公衆電話の老朽化に関しての修理等のコストがものすごくかかっている、いつ、どうしていくのかという計画が見えなかったんです。ですから、ほんとうに使ってほしければ、テレカ、ICカードの先に今ロッカーでさえSuicaとかPASMOが使える時代になっているわけですので、もっと使い勝手の改善をしない限りは使ってもらえる方向にならないと思うんですが、公衆電話に関して会社としてどういう方針を持っておられるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、公衆電話について日本ケーブルテレビ連盟さんからいろいろご意見があったんですが、今やめることは時期尚早であると。それに加えて、防災の立場から公衆電話が必要だという非常に積極的なご意見があったんですけども、確かに阪神淡路大震災のときには公衆電話が非常に活躍して、しかしそのときから携帯が非常に普及したという歴史があると思うんです。これは携帯事業者さん、ソフトバンクさん等にお伺いしたいんですが、その後携帯がかなり普及して音声、メール、ワンセグなど利便性が高くて、手巻きだとか充電だとかいろいろ防災時に対応した機能というのでできていると思いますし、携帯の充電車なんか走ったりしていると思うんですけども、かなりの部分防災のところは携帯がカバーできつつあるのではないかと思うんですが、その辺の実態も教えていただけるとありがたいです。

それから、3つ目はマイグレーションに関してなんですけれども、これも日本ケーブルテレビ連盟さんのほうで明確に目標を決めてやったほうがいいというご意見だったんですが、これについては、アナログ電波の地デジ移行みたいに何月何日をもってということをしちんと決めたほうがいいと思われているのか、ほかの事業者さんでも

その辺のお考えがある方があったらばお伺いしたいと思います。

それから、「消費者に対して相当の混乱」という表現があったんですが、消費者もいろいろな消費者がいるので、多分何か想定してこういうときにこういう人たちにこういう混乱が起きるんだらうということを前提におっしゃったと思うので、その辺も少し補足していただけるとありがたいです。

以上です。

○黒川主査 公衆電話に関する情報というのが幾つかあったので、最初にはNTT東西どちらかに公衆電話政策なるものがどんなものなのか、それから状況を教えていただければありがたい。

○西日本電信電話株式会社（村尾） 公衆電話の政策といいますか、方針というのが見えてこないというご指摘だったと思います。私どもも公衆電話の維持につきましては非常に長い間悩んできているというのが本音、実態でございます。ただ、一種公衆というのは私どもに与えられた使命として、何が何でも維持していくということでございまして、社会のご要望等にこたえましてもっと利用しやすいところへ移していくとか、できるだけ目につく場所へとかいうものは順次やってきているところでございまして、一種はとにかく私どもの使命として維持していこうということでございます。

二種のほうは確かに、私どもは先ほどからビジネスベースでとっておきまして、さまざまな取り組みをしてきたんでございます。例えばICカード公衆にすることによって、あそこにパネルがございますから、そこでミニパソコン的に使えないかだとかいろいろなものに取り組んできたわけでございますけれども、やはり圧倒的に携帯電話へ流れるという社会的な動向に対して有効な販売というものが確立できなくて悩んでいるところでございます。

そういう中で、私どもも最初は磁気カードで行い、非常に偽造が出ましたので、偽造できないということでカードじゃなくて中央でコントロールするIC公衆へ切りかえたんでございますけれども、やはりコスト的に非常に難しい問題もございましたし、多様な利用方法ということでパソコンも接続できる形にもしたんですがなかなか利用が進まないということで、一昨年ぐらいからですか、非常に簡易な公衆電話、要するに多機能を持たせない。カードも従来の磁気カードが使える公衆電話という方針を打ち出しまして、ICカード公衆電話は撤去いたしまして、ほぼすべてだったかな、最終的に確認していませんが置きかえ作業をやっておりまして、相当数は従来のテレ

ホンカードがご利用でき、しかも電話機自体のコストが非常に安い単機能の公衆電話に取りかえて、できるだけコストを安くして収支が何とか賄えるという取り組みもしているところがございます。完全に磁気カードに置きかえているようでございます。

○黒川主査 もう一つは、日本ケーブルテレビ連盟さん、いかがでございますでしょうか。

○社団法人日本ケーブルテレビ連盟（石橋） 今の先生からの質問で、まず具体的に何年何月何日に切りかえるのか考えがあるかというご質問だったと思うんですが、私どもはそこまで明確に考えておりません。むしろ、まずぼやっと何年ごろにこうするという前提で議論を進めて、次のステップとしてじゃあ具体的にいつにしようということに進めたほうがいいんじゃないか。これは全く私個人的に考えるんです。いきなり何年何月というのは、やはり議論が足りないということも考えられますので、私はそういう形がいいかなと思っています。

それからもう一つは、「消費者に対して相当の混乱を与える」という記述をしているわけですが、具体的にじゃあどういうものがどの程度出てくるんだというものを想定してこういうことを申し上げているんじゃないので、そういう意味では言葉が適切ではないかと思うんですけれども、今回、ご承知のとおりアナログからデジタルということで進んで、その過程においていろいろと今も議論が進んでおりますが、やはり最初の段階で国民に正しく目的を理解してもらおうということが抜けていますと、どうしても最後のほうでそれが理由で問題が顕在してくるということがどうもありそうな感じがして、だから通信のほうはどうだということではないんですが、私が申し上げたいことは、やはりなぜこう変えるのかということを徹底的に議論して、国民の皆さんに理解してもらおうと。それがないと後で問題が起こる。こういう大改革というのは多分間違いなくそうなるだろうと思っておりまして、そういう意味で、少し早目に前倒しで長期的な、僕はステップ1、2、3でもいいんですけれども、そういう経過を経て最終段階に持っていくということがいいんじゃないかなと考えているということです。

以上です。

○黒川主査 続いて、今度はKDDIさんに伺うのがいいかと思うんですが、つまり、この制度について周知するというのはどういう内容のことを意味しているのかという、周知という中身です。それからもう一つは、携帯がいろいろな局面で公衆電話の肩がわりをしていることについて、どうお考えかということです。

○KDD I 株式会社（長尾） 1 点目のご質問は、私どもがご説明させていただいた資料の 4 ページの中で、透明性が高いと言いつつ利用者にとってはどうなんだということかと理解したんですが、そういったことでよろしいでしょうか。資料に書かせていただいたとおりがらいしか内容的にはほんとうになくて、ユーザー自身が自分が一体幾ら毎月払っているのかがわかるということと、制度全体としてどのぐらいのお金が動いているということは当然ご理解いただけるかと思えます。

そういった観点で透明性はある程度高いのではないかという評価ですけれども、ユーザーがこの制度の運用に関して議論に参加できる機会があるのかということに関して言うと、確かにパブコメぐらいしかなくて、そんなので十分透明性が高いとは言えないというご指摘は確かにおっしゃるとおりかと思えます。ただ、こういった形でこの制度の運用の透明性を高めていくところに参画していただける仕組みをつくるかといったところは、私自身アイデアがあるわけでもありませんし、どうこの制度自体を運用していくかということについては、行政さん、この場も含めて議論していく必要があるのかなと思えます。

ただ、ほかの選択肢と比べれば透明性は高いのではないか。例えば収益金額に応じて事業者が負担しますということになったときに、各事業者のコストの中に埋没してしまうということになりますので、一体どのぐらいの費用が補てん額として流れているのかというところは、総額でわかるといえばわかるかもしれませんが、ユーザーさんにとっての実感というのは得られないのではないかと思えます。

それから 2 点目のご質問で、携帯のユニバーサルサービス制が激甚災害のときにどの程度頼りになるのかということについて言いますと、胸を張って大丈夫ですと言いたいところなんですけれども、実態から言いますと、基地局が地上回線で結ばれているということもあって、災害時にどの程度耐え得るのかというところは、仮に鉄塔が倒れなくても途中の回線が切れてしまうということもありますし、給電設備がいかれるとそこに車を持って行ってやれる範囲がどれだけあるかとか、そういったことを考えていくと、全国津々浦々ということを考えてもまだ脆弱な部分があるのではないかなと思えます。

確かに、IP 電話とか携帯というものも将来ユニバーサルサービスとして活用していけるのではないかということは、可能性としては当然あると思えますけれども、例えば 2 つぐらい組み合わせた形でユニバーサルサービスですという認識を持てるぐら

いになればいいのかな。そういったところはソフトバンクさん、あるいはほかの事業者さんも検討されていて、固定のネットワークと携帯を組み合わせた形でより信頼性の高いサービスというんですか、仕組みを整えていくということについては、将来の可能性としてはまだあると思います。現状ではまだ自信を持って言えるところではないのではないかと思います。

○黒川主査 これは、ソフトバンクテレコムさんには何かご意見はありますか。

○ソフトバンクテレコム株式会社（弓削） モバイルも兼任しておりますので。

今の防災の関係ですけれども、おっしゃるとおりまだ改善すべき点がありますが、実際にはかなり携帯利用というのが進んできているのかなと思います。ふくそうの問題、それから電源の問題で電源車を配備したりとかいうことで、やはり実際に公衆電話まで行くよりはずっと便利に使えますので、そういったことをどんどん広げていくべきかなと。もしデータがあればお示ししたいと思いますけれども、特に最近の地震のケースとかで実際にそういったものが進んできていると思っております。

○黒川主査 ごめんなさい、三友さんは前回欠席だったよね。何かご質問は。先に聞いておこうと思うんですが。

○三友専門委員 すいません、前回欠席いたしまして。きょうはおそらく最後に質問の機会がいただけるんだと思って、重箱の隅をつつくような質問しか用意していないんですけれども、ご指名ですので2つほど質問させていただきたいんですが、1つは、今回のユニバの基金の制度が発動されて、実際に当初7円という金額が結果的にすべて消費者のほうに転嫁されたわけです。それに関しての正当性というんでしょうか、経済原理から言えばそうなるというのは当たり前だし企業の論理としても当たり前なかもしれませんが、転嫁されるのは消費者ですから、消費者の立場として考えればこれはたまらないと。6円、7円という金額は個人が負担する金額としては誤差の範囲に入るものかもしれませんが、金額の多寡よりもそれが転嫁されたということに対しておそらく消費者はかなり怒りを持っている可能性があるんじゃないか。ですから、そこのところを事業者の皆さんはもう少し説明する努力をされるべきだったのかなと。

宣伝を見ますと、そういう制度が始まります、お客様に負担していただきますという周知は随分されたようですが、それがなぜ消費者に転嫁されるのかというところの説明はあまりなかったように思われます。ですから、この場でユニバの基金の補てん額の算定等については、例えばNTT東西の非効率の排除が必要、あるいは透明性、

情報共有とかいうことをおっしゃられるんですが、いま一つ説得力がないという感じがしました。

それともう一つは、マイグレーションに関してなんですけれども、どなたに言っているのかわからないんですが、特に今ブロードバンドを100%に向けていろいろやっておりますが、いまだにその際にADSLでやっているケースもあるんです。これはもちろんブロードバンドがない地域をゼロにするという目標としては重要なんですが、ADSLを使うということが将来的に、うまくトランジションできればいいと思うんですけれども、特に条件不利地域においてADSLの利用というのはやむを得ないものなのか、それともなるべく光等のメタリックに依存しない技術にすべきなのかというところのお考えを聞かせていただければと。

この2点です。

- 黒川主査 どなたに質問すればよろしいですか。
- 三友専門委員 関連する事業者の方々と。
- 黒川主査 今2つの質問があるんですけれども、時間が限られていますので、残された4人の先生方は、ポイントで質問を今まとめてやっていただけますか。酒井先生から、一番関心のある点。
- 酒井主査代理 今のと全然別ということですか。
- 黒川主査 別です。
- 酒井主査代理 わかりました。マイグレーションの話で細かいところになるんですが、ウィルコムさんのここに書いてあるユニバーサルアクセスという概念ですが、確認だけなんですけれども、少なくともステップ1では音声通話と緊急通報についてメタル線、光ファイバー、無線のどれかで今のメタル線ぐらいの料金でアクセスできるようにするという形の定義だと考えてよろしいのでしょうか。要するに、これをみんな用意しろということじゃなくて。その点だけで結構です。
- 黒川主査 これは答え。後でいい？ まとめて答えて。
- 酒井主査代理 後ですか。わかりました。
- 黒川主査 じゃあ菅谷先生、お願いします。
- 菅谷専門委員 幾つかあるんですが。
- 黒川主査 できるだけ限って。
- 菅谷専門委員 ごめんなさい。小さい質問ですけれども、KDDIさんの2ページの

ところで、公衆電話の詳細な設置実態を明らかにすることが必要ということですが、きょうNTTさんからの回答が9ページにあります、ここの答えで十分かどうかです。もし足りなければ追加でお願いしたいと。

それから、例えばきょうKDDIの長尾さんもおっしゃっていましたし、ソフトバンクさんの資料にも公社時代の資産に基づく収益は云々と書いてありまして、基本的に今のユニバというのは、やはりNTTの電電公社時代の資産に基づいて提供されている電話がリバランシング後もうまく提供されているというところで、その矛盾を解消するためのユニバ基金ということであまりサポートされない部分があると。例えばアメリカなんかはもっと消費者負担額がぐっと大きいわけですが、利用用途が全然違いますよね。

それは私の感想で、3点目は、なるべく早くフェーズ2に行きたいということですが、NTTさんのほうも2010年ということでなかなか答えが出てこないんですが、逆に、例えば今高コスト地域4.9%というところでサービスを実際に提供されているというのはやっぱり、日本ケーブルテレビ連盟さんのところでケーブルテレビの設備を持たれていて電話も提供されているというケースもあるでしょうし、あと自治体とかあるかと思うんですけれども、実際に高コスト地域でどの程度競合する事業者がいるかというのを一度この委員会の中で調べていただいて、こういうエリアだったらNTTに頼らなくてもできるという部分を逆に明らかにしていくことによって議論を進めていくという形にしないと、なかなか議論が進んでいかないと思うんです。これもあまり質問じゃないので私の意見ということで、ぜひ事務局のほうでも検討していただきたいと思います。

○黒川主査　じゃあ、関口先生。

○関口専門委員　私のほうからソフトバンクさんに2点質問がありますが、1点は7ページの資料のところで、安田委員からも質問されたところですが、現実の会計制度で言うと定量化は難しいからゼロになってしまうのも仕方がないかと弓削さんが先ほどおっしゃっていたんですが、我が国の制度上でブランド効果を測定することは現状では難しいという認識をお持ちだということですのでよろしいのかどうかの確認が1点です。

それから、次の8ページのところで、土地の売却益をユニバーサルサービスのコストから差し引くべきだという気持ちはとてもよくわかるんですけれども、ただ、コス

トベースでの議論にやや反するのではないかという印象を持つんです。しかも、これは切り売りして全部売り切ったらおしまいですから、その後はまたもとに戻っちゃうだけでしょうということもあるし、それからさらに言うと、LRICの評価の中でも、土地の再調達原価で再評価して全部土地を買い直したら幾らかという議論はしていなかったということですから、やや議論が一面的ではないかなという印象を受けました。そこについての質問にご解答いただければ幸いです。

それから第2に、フュージョンさんのところなんですが、2ページ目の下から2行目のところでIP補正のところですが、「補てん増は受け入れ難い」という記述があるんですけども、むしろ私の理解というのは、日本ケーブルテレビ連盟さんが5ページ目でお書きになっている黄色いところの赤ポチの2行目のところですが、「補てん額減少を抑制する措置」であって、増加しているのではないんじゃないかというので、そこは確認させていただきたい。

それから、次のフュージョンさんの3ページ目のところでも、「NTSコストは接続料から控除されるべき」というのは、私の理解が間違っているのかもしれませんが、ほかの事業者さんのプレゼンテーションの中では基本料から取れとおっしゃっていたので、そこは私の理解が違っているのかどうかの確認です。

それから最後に1点ですが、全国地域婦人団体連絡協議会さんのほうからプレゼンテーションがありまして、9枚目の資料、4-2のその他のところですけども、TCAさんの情報公開とぽつんと書いてあって、やってもやっても足りないのかもしれないんですが、どこまでのレベルの情報公開が必要なのかについてももう少し教えていただければと思っているんです。

これにつきましては、KDDIさんのプレゼンテーション資料を借用しますと、4ページ目にあった資料なんですが、現行制度のメリットというところで、左端に茶色で支援機関と書いてあります。私もここの支援委員会の副委員長をお引き受けしているんですけども、支援業務費は0.7億円と書いてありまして、このほとんどを実は新聞広告掲載等の周知広報費が占めていて、肥大化に関して懸念されていらっしゃるんですが、実は専任者は1人でやっているわけで、これ以上肥大のしようがないのではないかということですから、もう少し情報公開の質等について具体的なコメントがあったら教えていただきたい。

以上です。

○黒川主査 では藤原先生、遅くなりました。すいません。

○藤原専門委員 全体で3点で、第1点はフュージョンに対する質問です。プレゼン資料の3枚目の2-2、②のところなんですけれども、私がこの文章を理解する限り趣旨がわからないのは、「撤去してメタル回線への戻り需要があった場合のコスト」と書いてあるんですが、これは現在のNTT法の3条を前提にして、もしメタルに戻りたいという場合があれば応じなければいけないという前提でコストを比較しようとなさっているんだと思うんですけれども、いつ戻り需要があるか予測不可能ですので、おおよそこういう比較は無理じゃないかと。もし私の理解が間違っていればご指摘ください。

2番目は、先ほど来の災害時の公衆電話の位置づけでございますけれども、私自身は60代半ばですから中期高齢者になりかけているんですが、やはりモバイルを持っていてもいまだに公衆電話支持派でございます、そういう観点からお聞きするんですが、先ほど携帯のKDDIとソフトバンクさんのお話では、基地局とか鉄塔とかさまざまな問題点が災害時に発生するとおっしゃったんですが、私は固定においても同様にポール、交換機等の問題が生じる場合があるので、そういう意味ではどういう地域でどういう地震が起こって、そしてそれがどの程度安全でなったかということによって、固定か携帯かで単純な比較はできないと思うんですけれども、ただ今までの地震の結果どういう損傷が携帯、あるいは固定にあったか、あるいは全体としてどういう計画でもって電源を含めて地震時にサービスが途絶えないように固定、携帯各社がやっておられるかということ、もしそういうデータのものがあればお出しただければ幸いです。

3点目は、フェーズ1から2に移行するときの話だとは思いますが、ユニバーサルアクセスという考え方を幾つかの方がご主張になったんですけれども、これは事業者サイドからお話しになっているわけですが、使う側から見ると選択の自由というのを十分認めた上でのユニバーサルアクセスなのか。というのは、この地域は1種類のアクセスがあればいいとするのか、あるいはある程度選択の自由を消費者側といいますがユーザーに認めた上でのユニバーサルアクセスでなきゃならないかというのは制度設計をするときに随分変わってくると思うんですけれども、非常に抽象的かもしれないけどそういうことについてのご意見がもし事業者側におありになれば、お聞かせいただきたいということです。

○黒川主査 それで、各自業者さんにダイレクトに質問がそれぞれあったと思うんです。

これについては前回と同じように、この分に関する質問ということについて、大変申しわけないんですけども文書にして事務局に出していただいて、それぞれの皆さんからインターネットで回答が返ってくるという形にさせていただきたいと思います。

事ほどさようにこの問題については、シンプルな制度のつもりでいるのに多くの人たちはいろいろな点について関心を持っていて、是正しなければいけないところ、考え直さなければいけないところがたくさんあるということで、ともあれ大事にみんなで維持していくことに十分価値のある制度だということで、議論百出。こうやって議論しているうちにみんなで価値を共有できると一番いいということなので、ぜひご協力をお願いしたいということと、NTT東西さんには大変申しわけないんですけども、事ほどさように何かあるたびにNTT東西からの情報提供が待たれるということになっています。何度もこれからいろいろ要求するかもしれませんが、適切に対応していただくようお願いいたします。

閉 会

○黒川主査 ということで、今日はここまでにしたいと思ひまして、事務局にマイクを返します。

○鈴木料金サービス課課長補佐 本日はどうもありがとうございました。

それでは、きょうありました議論のほかに、委員の皆様からの追加質問を受け付けたいと思っておりますので、ご多用のところ大変恐縮でございますけれども、6月11日（水曜日）の17時までに事務局あてにご提出くださいますようお願い申し上げます。その後、事務局にて追加質問を取りまとめまして、速やかに各社・各団体の皆様にそれぞれ関係する質問事項を送付させていただきますので、これもご多用のところ大変恐縮でございますけれども、6月17日（火曜日）正午、12時までに事務局あてに書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、追加質問及びこれらに対する回答に関しましては、今後の審議の参考資料としていただくため、次回の委員会開催時におきまして配付させていただきたいと思ひます。

次回のユニバーサルサービス委員会は6月24日（火曜日）16時から開催いたし

ます。場所は別途お知らせいたします。以上でございます。

○黒川主査 それでは、これもちまして情報通信審議会電気通信事業部会・ユニバーサルサービス委員会合同公開ヒアリング第4回を終了いたしたいと思います。本日はありがとうございました。

— 了 —